

平成29年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行コ)第6号 海外視察費返還履行請求控訴事件

(原審・仙台地方裁判所平成26年(行ウ)第31号)

平成29年8月3日口頭弁論終結

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 (1) 1 審被告補助参加人らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1 審被告は、1 審被告補助参加人渡邊和喜に対し、4万3973円を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (3) 1 審被告は、1 審被告補助参加人佐々木征治に対し、4万3973円を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (4) 1 審被告は、1 審被告補助参加人池田憲彦に対し、4万3973円を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (5) 1 審被告は、1 審被告補助参加人石川光次郎に対し、4万3973円を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (6) 1 審原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 1 審原告の本件控訴を棄却する。
- 3 1 審被告の本件控訴を却下する。
- 4 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は、第1, 2 審を通じてこれを20分し、その1を1 審被告及び1 審被告補助参加人らの負担とし、その余を1 審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1 審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 1 審被告は、1 審被告補助参加人渡邊和喜に対し、90万円及びこれに対する平成26年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (3) 1 審被告は、1 審被告補助参加人佐々木征治に対し、90万円及びこれに対する平成26年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (4) 1 審被告は、1 審被告補助参加人池田憲彦に対し、90万円及びこれに対する平成26年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。
- (5) 1 審被告は、1 審被告補助参加人石川光次郎に対し、90万円及びこれに対する平成26年3月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。

2 1 審被告

- (1) 原判決中1 審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、1 審原告の請求をいずれも棄却する。

3 1 審被告補助参加人ら

上記2と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、宮城県（以下「県」という。）の住民により構成される1 審原告が、宮城県議会議員（以下「県議」という。）である1 審被告補助参加人らにより実施されたニュージーランドへの訪問調査（以下「本件海外視察」という。）に係る県議会の派遣決定及びこれに伴う公金の支出は違法であり、違法な公金の支出又は財産の管理を怠る事実があったと主張して、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、県知事である1 審被告に対し、本件海外視察に伴う公金の支出相当額について1 審被告補助参加人らに不

当利得返還の請求をするよう求める住民訴訟である。

原審が、本件海外視察のうち一部の視察先に係る派遣決定及びこれに伴う公金の支出が違法であると判断して、その限度で1審原告の請求を一部認容したところ、1審原告、1審被告及び1審被告補助参加人らがそれぞれ控訴した。

2 関係法令等の定め

原判決3頁7行目の「海外視察後」を「海外視察終了後」に、8行目から9行目にかけての「4条」を「第4」に各改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1（原判決2頁19行目から同3頁9行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

3 前提事実

原判決4頁4行目の「2月7日付けで」を「2月12日、」に、19行目の「宮城県」を「県」に、同5頁11行目の「ストーンリッジワインヤード」を「ストニーリッジワインヤード」に各改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2（原判決3頁10行目から同5頁24行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

後記(1)のとおり補正し、後記(2)に当審における1審原告の補足主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の3及び4（原判決5頁25行目から同26頁23行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 原判決6頁18行目の「検討すべきである。」の次に「その際、県議会議員の自主的な検討に基づいて策定された「海外視察に関する手引き」（乙1。以下「本件手引き」という。）の内容は、違法性判断の基準として参考にすべきものである。」を加える。

イ 原判決6頁25行目及び同26頁22行目の「補助参加人」を「1審被

告補助参加人ら」に各改める。

ウ 原判決7頁3行目の「視察先には、」の次に「旅行ガイドブックである」を加える。

エ 原判決7頁15行目から16行目にかけての「海外視察に関する手引き（乙1。以下「本件手引き」という。）」を「本件手引き」に、同8頁24行目の「県行政」を「県政」に、同10頁3行目の「施策建設物」を「建設物」に、同14頁6行目及び同24頁1行目の「ストーニーリッジワインヤード」を「ストニーリッジワインヤード」に各改める。

オ 原判決16頁18行目の「そして」の次に「、県議会の議決の違法性の判断に当たっては、議会及び議員の自律的判断を尊重する必要があるから、海外視察の行き先や日程等が海外視察の目的に照らして明らかに不合理である場合等の特段の事情がある場合に限って、県議会の議決は違法と評価されるべきである。また」を加える。

カ 原判決17頁2行目の末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「 なお、本件手引きは、議員の海外視察に関する手続の参考に資するために県議会が作成したものであり、文字どおり「手引き」に過ぎないものであるから、法規範性はない。したがって、本件手引きの記載内容に反することが、直ちに議会の裁量権行使の逸脱又は濫用という判断に結び付くものではない。」

キ 原判決17頁4行目及び5行目の「参加人」を「1審被告補助参加人ら」に各改める。

(2) 当審における1審原告の補足主張

ア 本件派遣決定の判断過程における裁量の逸脱又は濫用

県議会は、海外視察を承認するかどうかを議決するに当たって、その裁量権を適切に行使する必要がある。ところが、実際の審議内容を見ると、「ニュージーランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策

等に関する調査」と題し、目的・場所・期間・派遣議員のみが記載された1枚の資料が議員らに配布されたに過ぎず、何ら質疑応答等がされることがなく可決されている。

県議会が適切な審議機能を発揮するためには、少なくとも本件企画書及び本件申出書が事前に配布された上で派遣議員らによる補足説明等がされることが必要不可欠であるところ、そのような判断過程を経ることなくされた本件派遣決定は、議会の裁量を逸脱又は濫用したものであり、違法である。

イ 本件海外視察の全行程のうち一部について本件派遣決定が違法とされた場合に返還されるべき費用の範囲

(ア) 本件派遣決定は、その全体が違法であるというべきであるが、仮に本件海外視察の全行程のうち一部について本件派遣決定が違法とされた場合、そのような一部に遊興目的の行程を含む海外視察は、本件手引きの内容等に照らして到底許容されるものではないから、本件公金支出の全部が違法とされるべきであり、本件公金支出により費用として支給された全額が不当利得として返還されるべきである。

(イ) 上記の場合に本件公金支出の全部が違法とされなくても、本件公金支出により費用として支給された金額のうち、少なくとも、違法と判断された行程が全行程に占める割合に応じて按分した金額が不当利得として返還されるべきである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、1審原告の請求のうち、1審被告が1審被告補助参加人らに対してそれぞれ4万3973円を県に支払うよう請求することを求める部分は理由があり、その余の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 事実認定

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の1（原判決26頁25行目から同41頁20行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決27頁1行目の「乙1」の次に「, 3, 4」を加える。
- (2) 原判決29頁6行目の「平成26年2月7日付けで」を「平成26年2月12日」に改める。
- (3) 原判決30頁18行目の「甲8」の次に「, 証人石川18～21頁, 証人渡邊28～29頁」を加える。
- (4) 原判決31頁8行目から9行目にかけての「農林水産概況」を「農林水産業概況」に改める。
- (5) 原判決31頁24行目の「視察したことがある（」の次に「丙18,」を加える。
- (6) 原判決32頁24行目の「なかった」を「ないことが分かった」に、同33頁2行目の「乗車」を「体験乗車」に、12行目の「マウントクック」を「同国立公園」に、19行目の「19時頃から21時頃まで」を「午後7時頃から9時頃まで」に、同34頁17行目の「キウイ農場」を「キウイ360の農場」に、同35頁4行目の「牧草場」を「放牧場」に、21行目、同36頁3行目及び同39頁11行目の「ストーニーリッジワインヤード」を「ストニーリッジワインヤード」に各改める。
- (7) 原判決35頁22行目の「アポイントメントを取った」の次に「同農園の担当者の」を、同36頁1行目の「到着し,」の次に「同農園のディレクターの」を、14行目の「おいては,」の次に「故郷の」を、同38頁4行目の「については,」の次に「自然のままの」を、同39頁12行目の「説明と」の次に「, 海という観光資源の中に, 農園, 工場, 食事, お酒などをうまく組み合わせて町おこしに成功したこと」を各加える。
- (8) 原判決40頁10行目の「内容」を「作成過程及び内容等」に改める。

(9) 原判決40頁10行目の末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「本件手引きは、平成15年度から平成18年度までに行われた議員海外視察についての住民監査請求の過程において、監査委員から、県議会議長に対し、県議会の海外視察費に係る運用の改善について要望が出されたこと等を契機として、県議会議員の自主的な検討組織として設置された「県議会海外調査検討会議」の報告を受けて、議員の海外視察に関する手続の参考に資するため、県議会事務局が原案を作成し、県議会議長らの決裁を経て、各議員へ配布されたものである。」

2 検討

後記(1)のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における1審原告の補足主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3の2（原判決41頁21行目から同58頁5行目まで）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 原判決41頁26行目の「議会制度を充実させ、地方分権を推進する一環として」を「議会の調査権能や議員研修の充実を図るため、」に、同42頁16行目の「海外調査」を「海外視察」に、19行目から20行目にかけての「派遣」を「視察」に各改める。

イ 原判決43頁2行目から10行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、その合理的な必要性が認められない場合にまで議員を派遣することが許されないのは当然のことであって、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される（最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成

9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照)。

(ウ) 以上によれば、議員の派遣として行われた本件海外視察については、議会の調査機能を適切に果たすという議員派遣の趣旨に鑑み、視察の目的が議会の調査機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が視察目的に照らして明らかに不合理である場合などには、県議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして、本件派遣決定は違法になると解される。

(エ) また、法203条は、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとし(2項)、その額及び支給方法は条例でこれを定めなければならないと規定している(4項)ところ、県議会議員の議員報酬等に関する条例6条は、議員等に支給する費用弁償の額及び支給方法については職員の旅費の例による旨定め、職員等の旅費に関する条例は、職員に支給する旅費の額及び支給方法を具体的に定めている(乙1の35~36頁)。

そうすると、本件海外視察が県議会の適法な議員派遣の決定に基づくものであり、したがって議員としての職務を行うものであるということができれば、それに要する費用は上記各条例に基づいて弁償を受けられるものの、本件派遣決定が県議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして違法とされる場合には、当該決定に基づく海外視察は議員としての職務を行うものということができず、そのような海外視察に参加した議員は、法律上の原因なくして旅費相当額を利得したものであるべきであり、支給を受けた旅費相当額の不当利得返還義務を負うことになると解すべきこととなる(最高裁判所平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁参照)。

(オ) なお、1審原告は、平成20年判決を例に引いて、本件海外視察の具体的内容・本件公金支出の具体的使途等が県政に関する調査研究に

資するものとはいえないこと等を推認させる一般的、外形的事実を1審原告が主張立証した場合において、1審被告及び1審被告補助参加人らがこれに適切な反証を行わないときは、本件派遣決定及び本件公金支出の違法性が推定されるべきであると主張するけれども、本件は、1審原告において本件公金支出により1審被告補助参加人らに支給された旅費相当額の費用の具体的使途を特定して主張立証することが困難な事案であるとは認められないから、平成20年判決とはその事案を異にしており、1審原告の上記主張は採用することができない。

(カ) 1審原告は、本件手引きの内容を本件派遣決定等の違法性判断の基準とすべきであると主張するけれども、前記認定のとおり、本件手引きは、議員の海外視察に関する手続の参考に資するために県議会事務局が作成したものであるから、それ自体に法規範性はないし、また、本件手引きは、議員の海外視察に関する手続の流れ等について規定した内容のものであって、視察の目的が議会の調査機能を適切に果たすために必要かどうか、又は行き先や日程等が視察目的に照らして不合理であるかどうかといった海外視察の内容面の違法性を判断する上で、の基準とすることはできないから、1審原告の上記主張は採用することができない。」

ウ 原判決43頁12行目、同44頁1行目から2行目にかけて及び21行目の「本件企画書」の次に「、本件申出書」を各加える。

エ 原判決43頁21行目から22行目にかけての「合理的であるというべきである」の次に「から、本件海外視察の目的が県議会の調査機能を適切に果たすために必要のないものであるということとはできない」を加える。

オ 原判決44頁10行目の「採用できない。」を「採用できず、1審被告補助参加人らが（自然環境保護調査の一環として）みやぎ環境税の使途に関する調査を本件海外視察の目的としていたと認めることはできない。」

に改める。

カ 原判決44頁22行目の「視察前から」の次に「(町おこし調査の一環として)」を、26行目の「海外の」の次に「震災からの」を各加える。

キ 原判決45頁12行目及び22行目の「TPP問題農業関係調査」を「TPP問題(農業関係)調査」に、同46頁12行目の「公金支出」を「本件公金支出」に、同48頁5行目の「とはいえない。」を「とはいえず、1審原告の主張は採用できない。」に、10行目の「ニュージーランドには」を「クライストチャーチ市では」に各改める。

ク 原判決49頁6行目から7行目にかけての「市内トラムについては、」の次に「観光資源及び」を、13行目から14行目にかけての「含まれていないこと」の次に「(甲2, 4)」を各加える。

ケ 原判決50頁19行目の「マウントクック」を「同国立公園」に、26行目の「環境保護調査」を「自然環境保護調査」に各改める。

コ 原判決51頁15行目の「原告は、」の次に「県内の」を加える。

サ 原判決53頁6行目から7行目にかけての「同発電所を活用する」を「地熱発電をさらに活用する」に改める。

シ 原判決53頁11行目から同54頁12行目までを次のとおり改める。

「前記認定のとおり、1審被告補助参加人らは、TPP問題(農業関係)調査を目的とし、キウイ360については現状とその維持活動の問題点、コンビータ養蜂場については蜂蜜工場の現状とTPP対策の問題点、タウランガ酪農場については酪農施設の維持活動調査をそれぞれ調査項目としてキウイ360の農場、コンビータ養蜂場及びタウランガ酪農場を視察しており、視察目的と視察先との関連性が認められる。また、TPP発効に対する県の具体的な施策(特に農業関係)を考える上で、TPPが発効すれば農業分野で他国に対して優位な立場になると思料されるニュージーランドにおける農業関係施設の現状と問題点を調査する必要

性も認められる。

本件報告書には、キウイ360については施設の説明とT P P問題について影響がないと考えている旨が、コンビータ養蜂場についてはその説明が、タウランガ酪農場については酪農場の説明、低コストで高品質のミルクを生産するシステム及びT P P問題については関心がない旨がそれぞれ記載されているが、視察の結果得られた知見としては「我が県はもちろんのこと、日本の全ての農業についても大規模化、低コスト農業への生産体制確立が急務であると感じた」ことが記載されているにとどまり、具体的な成果の記載に乏しいことは否めない。もともと、1審被告補助参加人らは、事前にアポイントメントを取って、グレアム・クロウスマン氏、ドリュー・コペステーク氏、タウランガ酪農場の経営者夫妻からそれぞれの施設について案内と説明を受けていることから、視察内容が相当でないとはいえない。

これに対し、1審原告は、1審被告補助参加人らはT P P関係視察先についてその選定を自発的に行っておらず、事前の調査も全くしていないから、T P P問題（農業関係）調査という目的は名目的なものに過ぎず、視察の必要性はないと主張する。しかし、1審被告補助参加人佐々木が、T P P発効により外国産の牛乳が輸入されてくることに対する地元酪農家の危機感を背景に、酪農先進国であるニュージーランドの酪農の様子を実際に視察したいとかねて考えており、タウランガ酪農場に関しては質問事項を事前に用意して質問もしたこと（丙16，証人佐々木2，14～16頁）に照らせば、1審被告補助参加人らはT P P問題（農業関係）調査を目的にT P P関係視察先を視察したと認められるから、1審原告の主張は採用できない。

なお、前記認定のとおり、県内のキウイフルーツの出荷量は全国的に見てもわずかであり、県内の養蜂飼育戸数も多いとはいえないが、T P

Pが発効すれば農業分野で他国に対して優位な立場になると思料されるニュージーランドにおける農業関係施設の現状と問題点を調査するのであれば、ニュージーランドが国際的な競争力を持つキウイフルーツの生産や養蜂といった分野の施設を視察することにも意味があると認められるから、視察先が県の主要な農業生産物と直接の関係がないからといって、視察目的と視察先との関連性が否定されることにはならない。」

ス 原判決54頁18行目から19行目にかけての「クライストチャーチ市」の次に「(具体的にはAMIスタジアム)」を加える。

セ 原判決54頁21行目から22行目にかけての「よって、イーデンパークの視察については、議会における審査を経ていないものと認められ」を「当初予定していたAMIスタジアムからイーデンパークに視察先を変更したことについては何ら合理的な説明がされておらず、また」に、同55頁14行目及び18行目の「ストーニーリッジワインヤード」を「ストーニーリッジワインヤード」に各改める。

ソ 原判決55頁19行目の「関連性」の次に「、視察内容の相当性及び視察の必要性」を、26行目の「記載されておらず、」の次に「町おこし調査という視察目的に直接関連した」を各加える。

タ 原判決56頁1行目の「このことに照らせば」から8行目の末尾までを次のとおり改める。

「また、1審被告補助参加人石川及び同池田は、昼食時にワインをボトルで注文して飲んでいるが、このような態様の飲酒は、ワイナリーを視察するに当たっての社交儀礼としての試飲といえる範囲を超えたものであるし、1審被告補助参加人佐々木は、ストーニーリッジワインヤードを視察した後、ハウワインヤードに視察に行くこともせず、疲労を理由にして待機していたというのである。これらの事情に照らせば、両ワインヤードの視察の内容は、実質的には単なる観光目的の訪問であったのと

変わりはなく、町おこし調査という視察目的と視察先との関連性を認めることはできない。」

チ 原判決56頁10行目から16行目までを次のとおり改める。

「 以上によれば、本件海外視察のうち、4日目の視察先であるイーデンパークについてはそもそも視察の必要性が認められず、また、5日目の視察先については視察目的と視察先との関連性が認められないのであるから、本件海外視察のうちこれらの視察先に係る部分は、視察目的に照らして明らかに不合理であるというべきであり、その限度で、本件派遣決定は、県議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして違法になると解される。

そうすると、本件海外視察に参加した1審被告補助参加人らは、上記違法とされた部分の本件派遣決定に対応する旅費相当額の支給を受けたことについて、不当利得返還義務を負うことになる。」

ツ 原判決56頁19行目から同57頁18行目までを次のとおり改める。

「 前記のとおり、本件海外視察において実際に視察をした5日間のうち、4日目の視察先の一部と5日目の視察先に係る行程が違法であるが、他方、違法であるとはいえない行程も存在しているから、1審被告補助参加人らは、支給を受けた旅費相当額のうち、違法とされる行程に要した費用相当額を返還すべきである。

もつとも、1審被告補助参加人らが本件旅行会社に対して支払った旅行代金はそれぞれ109万1500円であるところ、そのうち、旅費として費用弁償の対象となる額は、昼食代1万5000円(3000円×5日)及び現地ガイド料6万円を差し引いた101万6500円であり、本件公金支出により実際に費用弁償を受けたのはそのうち90万円の限度にとどまるから、按分により、違法とされる行程に要した実際の費用のうち101万6500分の90万に相当する金額を返還すべきものと

するのが相当である。

これを具体的に見ると、まず、1審被告補助参加人らは、3日目の午後から帰国日の午前にかけての3日間については専用バスで移動しており、その費用は旅行代金のうち「北島部分バス料金」に含まれているが、違法とされる行程のうち4日目のイーデンパークへは専用バスを使用せずに自費で移動した（甲6、弁論の全趣旨）から、このうち5日目の移動に係るバス料金のみが違法とされる行程に要した費用になる。また、4日目は午後6時頃まで専用バスで移動してT P P 関連視察先を視察していた（甲6、弁論の全趣旨）から、4日目の宿泊費用及び外国旅行雑費については、違法とされる行程を全て削減して帰国する日程を組んだとしても必要となる費用であって、これを違法とされる行程に要した費用とみることはできない。

そうすると、違法とされる行程に要した実際の費用は、①北島部分バス料金8万円の3分の1である2万6666円（円未満切捨て）、②5日目の宿泊代1万7200円（費用弁償の額が実際の宿泊費用1万7000円を上回るので、前者による。）、③5日目の外国旅行雑費2800円、④ワイヘケ島の往復フェリー代3000円であり、合計4万9666円であるから、その101万6500分の90万に相当する4万3973円（円未満切捨て）が、1審被告補助参加人らがそれぞれ返還すべき額である。」

テ 原判決57頁20行目から21行目にかけての「原告による」から23行目の「採用できない。」までを「不当利得の発生の原因となった5日目の視察先については、実際に行われた視察の内容に照らすと視察目的と視察先との関連性を認めることはできないけれども、町おこし調査という当初の視察目的自体には合理性があると認められることからすれば、1審被告補助参加人らが、本件公金支出を受けた当時、本件派遣決定の全部又は

一部について、その派遣目的が不必要なものであるとか、視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理であるといったことを認識していたとまでは認めることができないから、1審被告補助参加人らが悪意の受益者であるということとはできない。」に改める。

ト 原判決58頁4行目の「訴状送達は」の次に「1審被告補助参加人らに対する」を加える。

(2) 当審における1審原告の補足主張に対する判断

ア 本件派遣決定の判断過程における裁量の逸脱又は濫用について

1審原告は、県議会が適切な審議機能を発揮するためには、少なくとも本件企画書及び本件申出書が事前に配布された上で派遣議員らによる補足説明等がされることが必要不可欠であるところ、実際の審議内容を見ると、「ニュージーランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査」と題し、目的・場所・期間・派遣議員のみが記載された1枚の資料が議員らに配布されたに過ぎず、何ら質疑応答等がされることがなく可決されており、このような過程による本件派遣決定は、議会の裁量を逸脱又は濫用したものであり、違法であると主張する。

しかしながら、本件手引き(乙1)によっても、議長宛てに事前提出されるべき書類は本件申出書のみであり、本件企画書の提出は必要的なものではないし、本件申出書は平成26年2月12日に議長宛てに提出されているところ、県議会で本件派遣決定がされた平成26年2月18日までの間に、これに関心を持つ県議が県議会事務局等から本件申出書の開示を受けてその内容を検討する機会がなかったと認めるに足りる証拠はない。また、派遣議員らに補足説明を求め、又は質疑応答をする必要があるかどうかは、いずれも県議会の自律的な判断に委ねられているというべきである。

したがって、本件派遣決定の判断過程に議会の裁量の逸脱又は濫用があるとする1審原告の主張は採用できない。

イ 本件海外視察の全行程のうち一部について本件派遣決定が違法とされた場合に返還されるべき費用の範囲について

(ア) 本件派遣決定がその一部につき違法であるというべきものであることは、前記のとおりである。

(イ) これについて、1審原告は、本件海外視察の全行程のうち一部について本件派遣決定が違法とされた場合、そのような一部に遊興目的の行程を含む海外視察は、本件手引きの内容等に照らして到底許容されるものではないから、本件公金支出の全部が違法とされるべきであり、本件公金支出により費用として支給された全額が不当利得として返還されるべきであると主張する。

しかしながら、前記のとおり、本件海外視察の行程のうち主要な部分については、視察目的と視察先との関連性、視察の必要性及び視察内容の合理性がいずれも否定されないのであるから、本件海外視察の主要な行程が観光等の目的であり、実質的には海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであったということとはできない。また、違法とされた行程を含まない行程であればそもそも1審被告補助参加人らが本件海外視察に参加することはなかったと認めるべき証拠もない。そうすると、本件公金支出の全部が違法とされるべきであるということとはできず、1審原告の上記主張は採用することができない。

(ウ) また、1審原告は、本件公金支出の全部が違法とされないとしても、本件公金支出により費用として支給された金額のうち、少なくとも、違法と判断された行程が全行程に占める割合に応じて按分した金額が不当利得として返還されるべきであるとも主張する。

しかしながら、違法とされた行程を含まない行程であればそもそも1審被告補助参加人らが本件海外視察に参加することはなかったと認めるべき証拠がない以上、不当利得法理に基づく判断としては、違法とされ

る行程に要した費用（言い換えれば、違法と判断されない行程のみで本件海外視察を行った場合に不要となる費用）について支給を受けたと認められる限度で不当利得の成立を認めるのが相当であって、1審原告の上記主張は採用することができない。

3 1審被告の控訴について

1審被告の控訴は、1審被告補助参加人らが控訴をした後にされたものである（当裁判所に顕著な事実）ところ、その不服申立ての範囲は1審被告補助参加人らの控訴と同一であるから、重複する控訴の提起に当たるので、不適法である（民事訴訟法297条、142条）。

4 結論

以上によれば、1審原告の本訴請求は、1審被告が1審被告補助参加人らに対してそれぞれ4万3973円を県に支払うよう請求することを求める限度で理由があるのでこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないのでこれを棄却すべきであるから、1審被告補助参加人の本件控訴に基づき原判決を変更することとし、また、1審原告の本件控訴は理由がないから棄却することとし、1審被告の本件控訴は不適法であるから却下することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判官 杉 浦 正 典

裁判官 松 川 ま ゆ み

裁判長裁判官古久保正人は、転補のため、署名押印することができない。

裁判官 杉 浦 正 典

(別紙)

当 事 者 目 録

仙台市青葉区中央四丁目3-28 朝市ビル4階

控訴人兼被控訴人

仙 台 市 民 オ ン ブ ズ マ ン

(以下「1審原告」という。)

同代表者代表

原 田 憲

同訴訟代理人弁護士

高 橋 輝 雄

同

山 田 忠 行

同

小 野 寺 信 一

同

石 上 雄 介

同

増 田 隆 男

同

松 澤 陽 明

同

吉 岡 和 弘

同

半 澤 力 生

同

齋 藤 拓 生

同

十 河 弘 介

同

渡 部 雄 介

同

鈴 木 覚 平

同

千 葉 晃 平

同

宮 腰 英 洋

同

坂 野 智 憲

同

三 浦 じ ゆ ん

同

菊 地 修

同

野 呂 圭

同

原 田 憲

同	宇	部	雄	介
同	宇	都	彰	浩
同	山	田	いずみ	み
同	今	泉	裕	光
同	島	山	裕	太
同	鶴	見	聡	志
同	篠	塚	功	照
同	前	田	大	輔
同	下	大	澤	優

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

被控訴人兼控訴人

宮城県知事 村井嘉浩

(以下「1審被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

松坂英明

同

村田知彦

同

郷野元之

同

安西文衛

同指定代理人

佐々木大典

同

大内英典

同

千葉猛彦

同

小谷野聡

1 審被告補助参加人

渡邊和喜

1 審被告補助参加人

佐々木征治

1 審被告補助参加人

池田憲彦

1 審被告補助参加人 石 川 光 次 郎
上記 4 名訴訟代理人弁護士 浦 井 義 光
同 丸 山 孝
同 及 森 善 弘
以 上

これは正本である。

平成29年10月26日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 直井克哲

